

旧優生保護法による不妊手術等を受けた方へお知らせ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行されました。

同法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金（一律320万円）が支給されます。

■ 対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

■ 請求方法 ※請求期限は令和6年4月23日までとされています。

お住まいの都道府県の窓口へ請求書等必要書類をご提出ください。（郵送による提出も可能です。）

■ 必要書類

- ① 旧優生保護法一時金支給請求書（様式1）
- ② 請求者の氏名、住所又は居住地が確認できる書類（住民票の写しなど）
- ③ 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書（様式2）

診断書の記載を依頼する医師へお伝えください。

この診断書は、請求者が当時優生手術を受けたことを証明する診断書ではなく、主には当時の手術痕が残っているかどうかを客観的に確認していただき、記載して頂くものです。また、優生手術等を実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定に当たり重要な資料となりますので作成について、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

- ④ 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書（様式3）
- ⑤ 一時金の振り込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
- その他請求に係る事実を証明する書類（参考となりうる書類があれば添付してください）
 - 【書類の例】・優生手術等の経緯についての関係者（親族等）からの証言
 - ・戸籍謄（抄）本等の子どもがいないことを確認できる書類
 - ・障害者手帳等の障害や疾病を有していたことが確認できる書類

■ 受付・相談窓口 ※ご不明な点は遠慮なくお問合せください。

千葉県健康福祉部 児童家庭課 母子保健班

電話番号 043-223-2332 FAX 043-224-4085

受付時間 午前9時～午後5時（月～金曜日・土日祝日、年末年始を除く）

所在地 千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎 13階

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html>



『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律前文』

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにしているものである。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。



梅毒の患者が増え続けています！

【千葉県の状況】

2021年の千葉県内の患者報告数は235例となり、1999年に感染症法が改正されて以降最大の件数となっています。特徴として、感染者の約70%は男性ですが、若い世代の報告が増えており、女性では、半数以上が20代以下でした。

【感染経路】

主な感染経路は、感染している部位と粘膜や皮膚との直接の接触です。具体的には、性器と性器、性器と肛門(アナルセックス)、性器と口の接触(オーラルセックス)などが原因となります。

【症状等】

初期(感染後数週間～数か月)には、感染部位にしこりが生じるほか、体全体に赤い発疹が出ることがありますが、治療を行わなくても消えることがあります。

しかしながら、治療しないまま数年経過すると、心臓や血管、脳などに病変が生じて、死亡することがあります。

また、妊婦の感染では、胎盤を通じて胎児に感染し、早産、死産、新生児死亡、奇形が起こることがあります(先天梅毒)。

【予防方法】

コンドームの適切な使用は、梅毒だけでなくHIV等の性感染症にも有効ですが、100%予防できるとの過信は禁物です。

【治療】

気になる症状がある場合は、性的接触を控え、早めに医療機関を受診しましょう。なお、一般的には、処方された薬を内服することで治療しますが、状態によって治療期間等が異なるため、医師の指示に従いましょう。

また、一度感染したとしても再感染することがあります。パートナーも感染している場合が多いため、一緒に検査を受け、感染していた場合には、一緒に治療を行うことが大切です。

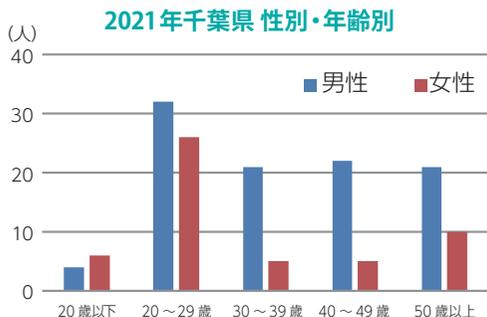
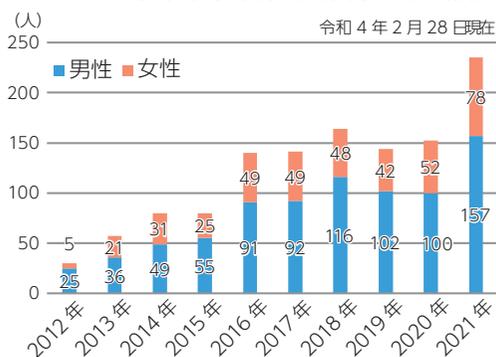
【検査を受けましょう】

梅毒やHIVなどの性感染症は、感染に気づかない場合が多くあります。

県では、保健所等において、無料・匿名で検査を実施しているとともに、令和3年10月からはちば県民保健予防財団への委託による検査を毎月実施しています。受検を希望される方は県ホームページをご確認ください(「千葉県性感染症検査」で検索)。

お問い合わせ 千葉県健康福祉部疾病対策課 TEL 043-223-2665

2012～2021年千葉県年別・性別 梅毒発生報告数



健診は毎年受けましょう！

多くの市町村や事業所で、特定健診の始まっている季節です。

40～74歳の方は特定健診、75歳以上の方は後期高齢者健診の対象です。

生活習慣病はほとんど自覚症状がないまま進行します。年1回は健診を受けることが、生活習慣を見直すチャンスになります。

高血圧や糖尿病等で治療を受けている方も、年1回は健診で健康状態を確認しましょう。

健診の案内は、加入している医療保険者から通知されます。

特定健診・特定保健指導について

U R L <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/seikatsushuukan/tokuteikenshin.html>

問合せ ご加入の健康保険の医療保険者へ

お問い合わせ 千葉県健康福祉部健康づくり支援課 TEL 043-223-2405

